

令和3年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(令和3年11月30日)

1 日時

令和3年11月30日（火）

午後 1時30分 開会

午後 3時45分 閉会

2 場所

自由民主福島会館（中町ビル）2階 大会議室（福島市中町1-19）

※一部委員はリモートで参加。

3 議事

（1）福島県水環境保全基本計画の改定について

（2）猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

（3）福島県廃棄物処理計画の改定について

4 出席委員

石庭寛子、河津賢澄（議長）、崎田裕子、高橋龍之、高野イキ子、武石稔、
武田憲子、中野和典、新妻和雄、沼田大輔、油井妙子、渡邊明 以上12名
（五十音順）

※石庭委員、崎田委員、新妻委員はリモートで参加した。

5 欠席委員

大迫政浩、大宅宗吉、小野広司、清水昌紀、丹野淳、西村順子 以上6名
（五十音順）

6 事務局出席職員

生活環境部

高橋徳行 環境回復推進監兼環境保全担当次長

星正敏 環境共生担当次長

（環境共生総室水・大気環境課）

小池由浩 課長

渡邊善之 副課長兼主任主査 他

（環境保全総室一般廃棄物課）

三浦健生 課長

鈴木宏孝 主幹 他

（環境保全総室産業廃棄物課）

濱津ひろみ 産業廃棄物課長

梅田光裕 副課長兼主任主査 他

7 結果

(1) 開会（司会：菅野水・大気環境課主任主査）

(2) 議事録署名人

高野イキ子委員と武田憲子委員が指名された。

(3) 議事

議事については、河津賢澄委員を議長として審議を進めた。

ア 福島県水環境保全基本計画、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

事務局（小池水・大気環境課長）から資料1-1、1-3、1-4、2-1、2-3、2-4により説明した。

質疑については以下のとおり。

【河津議長】

福島県水環境保全基本計画について、御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

【沼田委員】

私はごみの関連の専門のため、その観点で指摘させていただきます。

福島県水環境保全基本計画の41ページに水環境保全活動の推進の項目に、「猪苗代湖の湖岸における清掃活動等を実施します。」との記載があります。これは、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画にも記載があります。猪苗代湖以外の川や湖等でも清掃活動を行う旨記載していただければと思います。

また、イベント時にごみを拾うだけでなく、普段からごみを見つけたら個人や観光客が拾ってほしい、そのような記載が必要と感じました。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の37ページに具体的にステップごとに行動指針の記載があり、県民や観光の方がイベントの時のみごみ拾いをするのではなく、普段からひとりひとりがごみを拾うということをやってほしい。そのような記載がないと私には見えたため、記載していただきたい。

関連になるが、福島県水環境保全基本計画の38ページで、水辺の清掃美化活動という項目があり、目標の指標として水と親しめるふくしまの川づくり箇所数があるが、水質に関するだけでなく、水辺にごみが落ちていないことをモニタリング指標で良いのでポイ捨ての状況が分かる指標として入れていただきたい。

ちなみに、福島県水環境保全基本計画の38ページで、プラスチックごみ削減に関する記載があるが、ポイ捨てはプラスチックごみに限る話ではないため、プラスチックごみ以外のごみも拾ってもらえるよう記載してほしい。

また、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の8ページについて、大

腸菌群数に関する図4のグラフについて、平成29年度に大きく増加していることに関する説明が必要と感じました。

【小池水・大気環境課長】

今回は、水環境保全を進める計画として、基本的には水質をよくしていこうということを中心として各項目を記載しております。その中の一つの項目として、水辺の清掃活動を記載しております。福島県水環境保全基本計画の38ページに記載している水辺地の清掃美化活動については、イベントに関することを記載しており、国土交通省における「河川愛護月間」における河川の一斉清掃などという形で、それを一つの例示として、河川の美化活動に取り組んでいくことを記載しております。ごみに関する対策に関する詳細な部分については、循環型社会形成基本計画等で定められていくものと考えており、こちらでは代表的な記載としております。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画のうち、大腸菌群数に関してはふん便由来のものと自然の土壌由来のものが混在して検出される状況であり、測定を行った時期や気象条件により大きく変動いたします。計画には年間最大値を記載しており、平成29年度に2万を超える値が検出されましたが、年間を通じて、常に大腸菌群数が同様に検出されるというわけではございません。

【河津議長】

説明不足のところは、計画の中に説明を加えることを検討していただければと思います。

例えば、福島県水環境保全基本計画について、清掃は猪苗代湖だけ実施しているのではなく、その他の河川や湖沼でも実施していることから、それらを示すのに猪苗代湖等と記載の工夫はできると思います。

ごみに関する記載については、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画にはあると思います。

指摘を受けて、記載内容を検討するようお願いします。

【小池水・大気環境課長】

御意見を踏まえて検討いたします。

【崎田委員】

福島県水環境保全基本計画について、これまでの意見を踏まえた加筆修正に感謝いたします。全体を見て、22ページ～25ページにある放射性物質による環境汚染からの安全・安心の確保について意見させていただきます。処理水やトリチウム水の放出が今後スタートするにあたり、モニタリングについて発言してきました。この計画の中でどのように全体が捉えられているか読んだが、割と情報があっさりしている印象です。

例えば、22ページで、環境省のモニタリングにあわせてトリチウム濃度調査を実施した結果に関する記載がありますが、例えば他の放射性物質では海域では何か所、湖沼では何か所などと詳細に記載されていますので、トリチウムに

についても同様に、調査結果や今後のモニタリング等について、もう少し定量的に記載していただければと思います。

【小池水・大気環境課長】

関係課と調整の上、修正を検討いたします。

【崎田委員】

定量的なことを記載していただけるといろいろな方の関心・納得感が高まると思います。

【河津議長】

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画についてはいかがでしょうか。

【渡邊委員】

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の26ページ、猪苗代湖の湖水流動のイメージ図に関する記載があります。猪苗代湖の水流について、ほとんどの期間において時計回りである一方で、夏季のわずかな期間において、反時計回りであることが分かったと記載があり、この内容は了解しましたが、水流は表層だけの循環ではないかと思えます。湖内についてもこのような循環が起きているのでしょうか。

【渡邊水・大気環境課副課長兼主任主査】

確認の上、回答いたします。

【河津議長】

わかりやすい表現に記載をお願いします。

【中野委員】

資料2-2「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画（案）概要」の2ページ、真ん中下部の課題に関し、「流入する河川からの汚濁負荷」と記載があります。これを示す資料は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の18ページにある参考資料が該当すると思えます。河川からの汚濁負荷というのは、このグラフの中ではどこを指すのでしょうか。

【小池水・大気環境課長】

御指摘のとおり、流入する河川からの汚濁負荷については、当該グラフであります。そのうち、削減の対象としているのが赤枠で囲まれた部分、農業系や都市系、生活系、観光系、畜産系等の人為的な汚濁負荷を可能な限り削減したいと考えております。

【中野委員】

今の説明を資料に記載していただきたいと思えます。猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の25ページに水質浄化実証試験の記載があり、汚濁負荷が河川から流入することから、このような試験を実施すると思えますが、汚濁負荷が河川から流入することが記載されていないため、分かりにくいです。18ページのグラフでは自然由来とだけ記載があり、一方で川は自然にあるものなので何が該当するのかがわかりにくいと感じました。

【渡邊水・大気環境課副課長兼主任主査】

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の18ページに汚濁負荷の積み上げたグラフを示しております。その中で、内部生産については、湖内の植物プランクトンによる光合成で発生する有機物によるものを示しており、それ以下の赤枠の部分が人為由来の汚濁負荷を積み上げたものであります。自然由来については、主に林地など面的なところから流入する汚濁負荷を示しております。林地からは汚濁負荷の原因となる窒素等もあります。湖内での内部生産を除くものが河川を通じて流入しています。

水質浄化実証試験については、生活排水系、都市系などの人為的な汚濁負荷が多いと見込まれる小黒川を対象に検討したいと思います。

【中野委員】

自然由来も人為由来も河川から湖に流入しており、汚濁負荷は大きく内部生産と河川からの流入に分けられると考えられることから、汚濁負荷が河川から流入していることが分かるように記載していただきたい。

【渡邊水・大気環境課副課長兼主任主査】

内部生産以外については、河川を通じて湖に流入していることから、表記を検討いたします。

【武石委員】

福島県水環境保全基本計画の22ページで、放射性セシウムについては、河川、湖沼などに分けて、また推移について表により評価しているが、トリチウムについては文章で結果が一括りに「不検出～1.5 Bq/L」と記載されています。これでは、読んだ人がトリチウムの濃度は高いのか低いのか、原子力発電所に由来するのかわからないのか、判断ができません。現行の記載だと原子力発電所由来だと思ってしまいます。陸上、海域を含めて、過去の核実験によるフォールアウトによるバックグラウンドがあることから、その辺りを区別しないと、福島はトリチウム濃度が高いと誤解されることが懸念されます。

例えば、日本の他の地域やバックグラウンドレベルと同等、といった記載があると誤解を生まないのではないかと思います。

【渡邊水・大気環境課副課長兼主任主査】

関係課に確認いたします。

【河津議長】

トリチウムの数値のみを記載すると由来がわからないという懸念があります。トリチウム自体は昔からあり、その点に触れなくていいのかという意見です。計画の中で触れるかについて検討いただき、計画を見た人が誤解を受けないような記載としていただければと思います。

それでは、議題1、2について、いくつか御意見が出されており、本案のままというよりは、多少、説明や修正が必要かと思います。これについては、私

と事務局で検討させていただいて、案を各委員に事前に確認いただくようにしたいと思います。事務局は変更する部分だけでも検討し、各委員に諮り、部会としての結論を出していければと思います。その様に進めたいと思いますが、各委員それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【河津議長】

それでは、事務局はそのように作業を進めるようお願いします。

イ 福島県廃棄物処理計画の改定について

事務局（三浦一般廃棄物課長、濱津産業廃棄物課長）から資料3-1、3-3、3-4により説明した。

質疑については以下のとおり。

【河津議長】

皆さんから御質問を受けたいと思います。福島県廃棄物処理計画についての意見、御質問、コメントがありましたらお願いします。いかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】

高橋でございます。いろいろ意見を出させていただきましたが、懇切丁寧に対応していただきありがとうございます。御礼申し上げます。一つだけ発言させていただきます。よろしく願いいたします。

県外廃棄物について、県内の最終処分場への搬入割合が高まってきた時代、これはどんな時代だったのかと申しますと、バブルの前後ですね、その時どうだったのかと言いますと、不法投棄が多発していました。なぜかという、焼却施設やリサイクル施設などの中間処理施設が不備である、まだまだできていない、法整備もなされていないという時代でございました。ですから、最終処分場に埋めるしかない、要するに埋立中心の産業廃棄物処理でありました。その時代から今振り返りますと、様々な法整備がなされてきました。排出事業者の責任の強化や埋立処分の許可の基準、維持管理基準を厳しくする、法の厳格化ということで法の整備がなされてきました。

産業廃棄物というのは一般廃棄物とは違いまして、民間の処分会社、いわゆる排出事業者さんが本来だと処分しないとならないものを委託されまして、許可をいただいて代わりに処理をしているというところでございます。ですから広域処理が前提となっております。自分の県内、市内のものだけを処理しているわけではないということで、全体の整備化を図っているというのが産業廃棄物処理の実態でございます。

そういった中で、県外廃棄物の搬入規制については、時代の変化をよく見て

対応していく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

民業圧迫という形にならないように、20%が一人歩きするとどうということになるかという、20%、20%と職員が言う。やはりそれでは経営が成り立たない最終処分業者もおります。これは位置的なもの、規模的なものも全部含めて。

ですから、そういったことではなくて、福島県全体の目標という形でありまして、これはなかなか崩せない、難しいとおっしゃっていましたが、引き続き、時代に即した県外廃棄物の搬入規制を撤廃していただきたいということに変わりはありません。各自治体に20%は県全体の目標であり、民間の個人個人が20%ではないというところは周知徹底をお願いしたいと思います。

いろいろ懇切丁寧にありがとうございました。

【河津議長】

ありがとうございました。

事務局からコメントありましたら、お願いします。

【濱津産業廃棄物課長】

御意見ありがとうございます。

事業者さんとしていろいろ実態、事情もあろうかと思いますが、やはり産業資源循環協会さんに回答させていただいたとおり、現時点においては、20%以下というのは継続させていただきたいと考えております。

加えて申し上げるならば、平成14年3月策定の廃棄物処理計画の中で、県外物の現状における問題として、今の計画にも書いてはいますが、本県が首都圏に近いということで、首都圏の廃棄物が搬入されやすい環境にあるということと、県外物を多量に受け入れることが県民感情を刺激して、産業廃棄物対策に係る理解と協力が得られにくいというようなことも挙げてございます。令和2年度に県が実施した県政世論調査、県民を対象としたアンケート調査におきましても、お住いの近くへのごみ処理施設の設置についてどう思いますかという質問につきましては、反対という方が21.2%であったのに対しまして、県外の工場から出たごみの県内での処理についてどう思いますかという質問につきましては、反対が49%ということで、ごみ処理施設を設置することよりも、県外のごみを処理するということに対する反対が大きく上回っているというような結果となっております。

産業廃棄物の処理施設を設置するためには、地元の理解を、これは私どもより業者さんの方が十分実感されていることだと思いますが、地元の理解を得ることは非常に難しいですけれども、今申し上げた結果からも分かる通り、首都圏から搬入されるごみを処理する施設だということであると、ますます理解が得られなくて、施設の設置にも大きく影響するというような状況もあるかと思っております。

我々といたしましてもそういった状況も踏まえながら、今日いただいた御意

見も参考にしつつ、今後検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【高橋委員】

ありがとうございます。

現実はそのだと思います。しかしながら、住民感情も大切ですが、産業廃棄物は何かという、私たちがこれだけ豊かな生活を送れるというのは、やはり産業活動があるからなんです。福島県内の製造業だけで県内の方が生活している訳ではないということです。全国の工場で生産されたいろいろなものを使わせていただいている中で、産業廃棄物が出てくる。リサイクルしてもリサイクルしてもなかなかダメなもの、焼却しないと無害化できないもの、そういったものが出てくるということは、やはり県民の皆さんも知らないといけない、知ってもらえないといけない、産業廃棄物、嫌だね、じゃあ自分たちの豊かな生活は誰がもたせていただいているのか、子供の頃から教育の中で教えていかなないといけなんじゃないかという時代だろうとは思っています。

住民感情も確かに大切ですが、だいぶ住民感情も減っていると思います。バブルの頃だったら完全に全部だめ、全滅です。産廃なんて言ったら施設であろうと、処分場であろうとなんでもできないという時代から、今はリサイクル、産業廃棄物処理はリサイクルなんです。リサイクルしてリサイクルしてどうしてもリサイクルできないものが焼却と最終処分に回るということで、最終処分場というのは、資源循環の一つなのです。自然に戻してあげるのです。石油、原料等から出た産業廃棄物、そういったものは土地に戻して無害化していく、そしてそこに跡地利用してしっかりと管理していく。そういった流れなのでそこも理解していただくということで、大変なのでしょうけども、私どもも頑張っ

【河津議長】

ありがとうございます。

非常に重要な指摘だと思います。今、環境基本計画の中で、またこの計画の中でもSDGsということが言われているわけです。

やっぱり一方的なことではなかなか打破できないので、実際は環境教育なり、その辺の動脈産業だけでなく、静脈産業と言われているようなそういう部分もぜひ実態を知っていただきながら一緒に考えていくというこれからの世界はそういう世界だと思います。ぜひ、こういった計画の中でそういった20%を議論しながら、やっぱりどういうものがあるかということのをこれからも含めて議論する必要があるのではないかという感じを受けています。

何か、関連して御意見等ございましたら、渡邊委員お願いします。

【渡邊委員】

今、かなり重要な指摘が高橋さんの方からありましたけども、基本的にこの計画でどういうふうに県がやるかということと、広い視点でどういうふうに社

会を考えるかということと、ちょっとまたかけ離れる部分があるかと思いますが、私たちこれからの社会を考えた時に、原料から廃棄までを循環させる、特に持続的な社会をつくるというのは、これは廃棄物の問題、産業として考えていかなければならない課題だと思うのです。ですから今確かにおっしゃるように私たちこれだけ豊かな生活をしていて、それは産業活動からだよ、じゃあ自然界に戻したいときに戻らないようなものも埋め立てていいのかということと持続しないので。

いろんな教育をしている訳じゃないですか。私も廃棄物業界から頼まれているところなどで講演させていただくことがあるのですが、やっぱり分かっていないということ、環境教育の中でありまして、あるいは環境パンフレットの中でもごみの問題というのを重視して扱っていますので、そういうものを徹底して地道に循環型社会を作っていくことは大切だと思うんですね。

ですから 20%どうかという問題はこんなに難しい問題だということは分かりましたけども、ぜひその辺は県あるいは業者さんの力ってすごく大切なので、将来に向けて検討していただければ嬉しいなと思いました。

【河津議長】

御意見ありがとうございました。

崎田委員お願いします。

【崎田委員】

根本的な問題で話をされているので、じっくりと伺っていました。

今お話にもあったのですが、廃棄物の処理だけではなくて、そこからリサイクルの話もありましたが、いかに社会に見える化しながら、サーキュラーエコノミーの流れを作っていく、天然資源を使うものを減らしながらみんなで回していく、そういう社会のひな型になるような事業などをですね、うまくやりながら、社会と一緒に歩んでいけたらいいなと思い、伺っておりました。

今の話のように根本的な話ではないのですが、計画についていくつか発言したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

【河津議長】

はい、お願いいたします。

【崎田委員】

今回、処理計画の全文を読ませていただきました。これまでいろいろな発言をさせていただきましたが、しっかりと検討していただいているので、全体的には私自身も納得しているのですが、いくつか気になっている点があります。

1点目は、世界の情勢として脱炭素が大変重要になってきているということを書いてあるのですが、福島県がゼロカーボン宣言をしていて、やはりそういうことも考えて、例えば、廃棄物の焼却施設でのエネルギー回収率を高める、そういうような施設を整備していくとか、そういうような視点とか、プラスチックの問題も脱炭素のところから考えていくような流れがもう少し読めると、

これから作っていく計画としては、すごく合った内容になるのではないかなと考えました。例えば、1ページの最後に日本がカーボンニュートラルを宣言している、その最後のあたりに福島県においても2050年脱炭素社会を目指すことを宣言しているなどを書いておいた方がいいのではないかなと、そして廃棄物処理の分野においてもプラスチックの問題やエネルギーの問題にも大きく関係しているということを書いてみてはいかがかなと思いました。

それに関係して、21ページの一般廃棄物に関する課題のところ、今後、温暖化に配慮した施設への転換を図ることが書かれていますが、もう少しエネルギー利用とか具体的に書いてもいいのではないかと感じました。

また、8ページのごみ排出量の状況について、考え方をすごく明確に書いていただいて状況は大変分かったのですが、文章の中で、「現在は生活系ごみが減って事業系ごみが増えている」という、平成30年までそうなのだと思いますが、コロナの状態でおうち時間が増えて、日本中のどこでも家庭系ごみが去年から急激に増えてきているということは明確に傾向に出てきていますので、「事業系ごみが増加傾向にある」で終わってしまうという記載ではなく、「ただし、COVID-19の影響で今後は、家庭系ごみが増えることが予想されており、総合的な状況を把握することが今後も必要」とか、少しそういう風にした方がよろしいのではないかと感じました。

そして17ページ、一般廃棄物の最終処分場の残余年数が7.9年だと書いてあります。残余年数が7.9年だということは、私はかなりごみ非常事態宣言を出してもいいくらいの状況なのではないかと思いました。その割には淡々と書いてあるだけなのですが、一般廃棄物の残余年数7.9年という現状を考えて、いわゆる県民、事業者、自治体全てがしっかりとこの問題を考えていくことが必要だという一文を入れてもよろしいのではないかと思いました。

最後1点ですが、食品ロスの削減計画をこの計画に入れるか、外だしするかは検討されると伺っていたのですが、その辺がどうなったのか、今回の計画では見えないので、様子を伺えるとありがたいと思いました。

よろしく申し上げます。

【河津議長】

ありがとうございました。

事務局からお願いします。

【三浦一般廃棄物課長】

一般廃棄物課でございます。

はじめに1ページのところで、本県においてもカーボンニュートラル宣言をしているということですので、そちらについても言及が必要なんじゃないかという御意見でございました。本県においてもホットな話題でございますので、国の情勢と併せまして県の現状を記載することについては、前向きに検討いたします。

次に、21 ページについて、課題 2 のごみ処理施設の関係について、もう少し踏み込んだ形で、具体的に記載してもよろしいのではないかと御意見でした。こちらの意図といたしましても、崎田委員がおっしゃっていること、考えていることと一緒にございますので、こちらの表現について、工夫する余地があるのではないかと考えております。

続いて 8 ページについて、一人一日当たりのごみの状況について、現在、コロナ等の巣ごもりの状況が 1 年以上続いているということで、家庭系ごみがかかり増えている可能性があるのではないかとございまして。確かに市町村に聞いたところでは、一時期、出されるごみや、直接処理施設に持ち込まれるごみが増えたと聞いております。今現在は収まってきましたが、今後の動向におきましては、家庭系ごみについては増加して、逆に事業系ごみについてはテレワーク等で減るという可能性もございしますが、そちらの状況についても触れるような形で検討いたします。

また、17 ページの一般廃棄物の最終処分場について、あまりにも淡々とし過ぎているのではないかとございまして、県全体で平均しても残余年数が 7.9 年だという表現にとどまっておりますが、もう一步踏み込んで現状どれだけ厳しいのかということ踏まえまして、県民、事業者等に対してのアピールをもう少し強く押し出せるような形で表現を工夫できればと考えております。

最後に食品ロス削減計画についてですが、県の廃棄物処理計画に少し盛り込んでいるところもありますが、本県としては実態調査なども行ってございまして、今年度中に計画を策定する予定でございまして。諮問案件ではございませんが、まとまった時点で審議会において御報告したいと考えております。

【崎田委員】

いろいろ発言させていただきましたが、御検討いただきありがとうございます。食品ロスの状況も分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【河津議長】

ありがとうございました。

食品ロスに関しては、全体的に計画に触れていなかったのでしょうか。

【三浦一般廃棄物課長】

食品ロスの削減については、計画の中で触れておりますが、現状や今後の細かい目標までは記載しておりません。

【河津議長】

詳細はともかく触れているということと、計画づくりしますよということも触れているということによろしいでしょうか。

【三浦一般廃棄物課長】

それについては、26 ページの 27 行目で、計画を策定し、総合的に取り組むということ記載しております。

【河津議長】

言及されておりましたね。ありがとうございます。

他に御意見ありますでしょうか。沼田委員お願いします。

【沼田委員】

2点だけお話をさせていただきたいと思います。

1点目は、ポイ捨て、不法投棄について、「3 目標実現のための施策」ではいくつか記載されていますが、「4 関係者の役割」ではほとんど記載されておりません。市町村の不法投棄監視ぐらいのため、もっと県民は捨てないようにするとか拾うようにするなど、ポイ捨てに関する県民、事業者へのアピールをもう少しあった方がよいのではないかと思います。

2点目は、全般的に見てですが、促します、促進します、推進しますというのがかなり散見されます。どうやって促進するのか私はすごく気になります。ほとんど具体的にどうするのか、どうやって促進するのかということが私にはほぼ分からないのですが、県民一人当たり 100 g/日減らしますというかなり厳しい目標になっているのに、本当に促進しますだけでできるのかなと疑問に感じています。先週、市町村会議で講演させていただきましたが、自治体を越えた学び合いの場を県が設けますとか、優良な取組を行っている市町村や事業者を表彰しますとか、地球にやさしい県民会議で廃棄物関係の部局を作って良い事例について紹介するとか、そういうことをもっとはっきり書き込むなど、具体的な対策を記載しないと達成できるのかなと危惧するところです。

よろしくお願いします。

【三浦一般廃棄物課長】

一般廃棄物課でございます。

まず1点目のポイ捨てにつきましては、先ほどお話あったとおり、29 ページの17行目のところで、陸域でのポイ捨てが海洋汚染につながるということについて、広報媒体等を通じて情報発信するといったことについては触れておりますが、関係者の役割について書き込みが薄い、いわゆる一般的な書き方しかしていないという御指摘でした。ポイ捨てごみについても、現在、いろいろなところで喫緊の課題と言われておりますので、市町村と連携しながらになりますが、そちらの取組についても触れる方向で考えたいと思います。

また、促進します、推進します、努めますといった表現は確かに多いというのはあります。これは、今後、具体的な施策の中で取り組んでいくということもございまして、現在、県の中で何方部かに分けてそれぞれの市町村と意見交換しながら具体的にどういう形でごみ削減を進められるのかということを議論していくこととしておりまして、ここで具体的に全部書き込むことはできませんが、そういった方向でみなさんと協議しながら施策を検討していくという表現であれば、追記するような形で考えたいと思います。

【沼田委員】

ありがとうございました。

まだ方部ごとの具体的な取組が決まっていないため、なかなか追記することは難しいということだと思いますが、P D C Aサイクルのところで、これだと県の中だけで検討します、チェックしますという風に見えるのですが、市町村や事業者も含めてチェックしますというような書きぶりにするくらいだったら書き込んでもらった方がよいかなと思います、どうでしょうか。

【三浦一般廃棄物課長】

こちらのP D C Aサイクルについては、県の機関の中でという作りになっております。

県の各方部でごみ減量に関する連絡会議を作りまして、そちらの中で施策の検討や実行、達成状況の評価などについて、P D C Aという形での検証が必要になってくるのではないかなと考えております。

この県のP D C Aサイクルに、市町村を入れることは考えておりませんが、それと同じようなスキームでそれぞれの市町村を対象とした形で検討する必要があるのではないかと考えております。

【沼田委員】

一般廃棄物は市町村がないと話が前に進まないと思いますので、県庁だけでチェックしても仕方ないように思いますので、県としてのP D C Aとは別に、市町村も巻き込んだようなP D C Aも考えてもらったらと思いますが、どうでしょうか。

【三浦一般廃棄物課長】

どういう形でできるかは別としまして、前向きに検討したいと思います。

【河津議長】

基本的には市町村ということなので、計画の中に市町村を明記しても不思議ではないかと思えます。計画の中で市町村の役割を記載している訳ですから、そういう意味では、例えば振興局の役割も必ずあるのしょうから、書き方は少しできるのではないかという感じはしますが、その辺は検討していただければと思います。

【三浦一般廃棄物課長】

おっしゃる通り、本県のごみの排出、リサイクル率はワースト2位が何年も続いている状況であり、本庁だけでなんとかできるものではありませんので、各振興局などの出先も入れて、各市町村等と意見交換をしながら、優良事例の共有化とか、そういったところから進めていきたいと考えております。

【河津議長】

他にはありませんでしょうか。特にございませんでしょうか。全体的に含めていかがでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

それではまとめになります、今日は本当にいろいろな御意見ありがとうございました。最後ということもありまして、活発ないろいろな意見、最終的な取りまとめを考えた上での貴重な御意見だったと思います。先ほど事務局から

もお話ありましたとおり、それぞれの計画につきましては、12月24日の全体会で部会案としてあげることになります。それまでに今まであった意見につきましては、事務局の方でもう一度整理しまして、例えば、変える部分とか追加する部分とか整理いただきまして、基本的に私と事務局で調整しますが、私の判断で各委員の方に事前に確認していければと考えております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

基本的には私の責任の方にいただければ事務局とやり取りしますが、必要に応じて委員の方にも御意見いただきたいと思っておりますので、御協力の方よろしくをお願いします。

それでは、長い時間、貴重な御意見ありがとうございました。これを持ちまして、環境審議会第2部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(4) その他

なし

(5) 閉会